

京都市元離宮二条城条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 85 号

京都市元離宮二条城条例施行規則の一部を改正する規則

京都市元離宮二条城条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項ただし書中「午後4時10分まで」の右に「とし、本丸御殿の観覧受付時間については、午前9時30分から午後4時まで」を加える。

第2条の見出し及び同条本文中「二之丸御殿観覧料」の右に「、本丸御殿観覧料」を加える。

第5条中「二之丸御殿」の右に「又は本丸御殿」を加える。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

(元離宮二条城事務所)